

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第126号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年11月29日（土） 20時24分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽港東防波堤灯台から真方位309° 440m付近 (概位 北緯34° 29.1′ 東経136° 50.5′)	
事故等調査の経過	平成21年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{きょうわ} 協和丸、2.5トン	
船舶番号、船舶所有者等	240-60460愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船底部擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、三重県鳥羽市のホテル専用棧橋付近の海上に到着したが、周囲が暗くてホテル専用棧橋の場所が分からなかった。船長は、携帯電話でホテルに連絡し同場所を尋ねたが、不安となり、鳥羽港東防波堤灯台北西沖で漂流し、プレジャーボート・小型船舶港湾案内を取りだして見ていたところ、平成20年11月29日20時24分ごろ、付近の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 ほとんどない 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約116cm	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 船長は、鳥羽港東防波堤灯台北西沖で漂流していた際、プレジャーボート・小型船舶港湾案内を見ることに専念し、船位の確認を適切に行わなかったため、潮流に圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が鳥羽港東防波堤灯台北西方沖において漂流中、船長がプレジャーボート・小型船舶港湾案内を見ることに専念し、船位の確認を適切に行わなかったため、潮流に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	